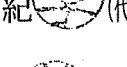


平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件
 原告 崔鳳泰ほか10名
 被告 国

証拠説明書(10)

平成22年11月5日
 東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人	福光洋子	
	益子浩志	
	小野啓一(代)	
	山本文士(代)	
	安部憲明(代)	
	舟津龍一(代)	
	川口耕一朗(代)	
	山崎智章(代)	
	小林麻紀(代)	
	岡部大介(代)	
	小川伸(代)	
	篠原亮子(代)	

略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第331号証	文書1687「日韓交渉に関する対米折衝」(在米武内大使, 西山臨時代理大使, 中側臨時代理大使)	写し	S39. 2. 27 29 3. 3 10 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第332号証	文書1688「日韓会談に関する対米折衝」(大平外務大臣, 椎名外務大臣, 佐藤外務大臣臨時代理)	写し	S39. 2. 28 3. 3 9. 16 12. 3 23 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第333号証	文書1701「久保田代表・金公使会談」(外務省アジア局第二課)	写し	S28. 7. 22	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第334号証	文書1706「日韓問題に関しアジア局長と柳参事官との会談」(外務省アジア局)	写し	S29. 5. 13	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第335号証	文書1735「日韓会談請求権関係の審議」(大蔵省理財局)	写し	S37. 1. 8	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第336号証	文書1736「日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額」(大蔵省理財局, 外務省アジア局)	写し	S37. 1. 10 9	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。

乙第 337 号証	文書 1740 「日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）」 (外務省条約局法規課)	写し	S37.1.12	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 338 号証	文書 1744 「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数（伊闊局長指示事項）」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.1.30 2.9	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 339 号証	文書 1745 「請求権問題解決案」 (外務省アジア局)	写し	不詳	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 340 号証	文書 1746 「日韓請求権交渉の今後の進め方」 (外務省アジア局)	写し	S37.2.7	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 341 号証	文書 1747 「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理（討議資料）」 (外務省条約局法規課)	写し	S37.2.7	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 342 号証	文書 1749 「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違」 (外務省アジア局)	写し	S37.2.15	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。
乙第 343 号証	文書 1752 「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議」	写し	S37.3.4	情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること（不開示理由 1）。

	(外務省アジア局 北東アジア課)			
乙第344号証	文書1755「日 ・韓請求金額の査 定」 (外務省アジア局)	写 し	S37.2.9 3.10	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第345号証	文書1756「日 韓間の請求権問題 (小坂・崔外相会 談用資料)」 (外務省アジア局)	写 し	S37.3.10	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第346号証	文書1757「日 韓間の請求権問題 に関する発言要 旨」 (外務省)	写 し	S37.3.12	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第347号証	文書1758「韓 国請求権金額の査 定」 (外務省)	写 し	S37.3.13 14	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第348号証	文書1762「韓 国請求権金額の査 定」 (外務省)	写 し	不詳 S37.7.30	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第349号証	文書1764「韓 国に対する借款供 与」 (外務省経済協力 局経済協力課、經 済協力局政策課、 賠償部調整課)	写 し	S37.8.16 17	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第350号証	文書1765「日 韓請求権問題の処 理方式」 (外務省条約局法 規課)	写 し	S37.8.23	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第351号証	文書1766「日 韓請求権問題の解 決方法」 (外務省アジア局)	写 し	S37.8.31	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。

	(長)			
乙第352号証	文書1767「韓国の対日請求権8項のうち第1項より第5項までに対する日本側査定の説明」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.9.24	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第353号証	文書1769「対韓無償供与金額の現価」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.10.9	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第354号証	文書1770「日韓会談における請求権問題の解決方針」 (外務省アジア局)	写し	S37.10.24	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第355号証	文書1771「対韓有償援助の供与」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.10.25	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第356号証	文書1773「韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37.11.22	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第357号証	文書1775「日韓の請求権の処理」 (大蔵省理財局)	写し	S37.12.5	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第358号証	文書1779「対韓焦付債権の処理方法」 (外務省アジア局)	写し	S37.12.15	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第359	文書1795「池	写	S37.1.5	情報公開法5条3号、4号又は6号に

号証	田総理・ライシャワー大使会談」 (外務省アジア局北東アジア課)	し		該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第360号証	文書1799「日韓問題に関するライシャウア大使の内話」 (外務省アメリカ局北米課)	写し	S37. 4. 17	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第361号証	文書1800「小坂大臣・ライシャワー大使会談」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37. 4. 17	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第362号証	文書1801「武内次官と米極東局长との会談」 (外務省経済協力局経済協力課、アジア局北東アジア課)	写し	S37. 6. 8	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第363号証	文書1802「大平大臣、ライシャウア大使会談」 (外務省アメリカ局)	写し	S37. 7. 31	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第364号証	文書1806「在京米大使館からの情報」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S37. 8. 28 9. 1	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
			4 26 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第365号証	文書1835「第1次会談における日本側方針・協定案」 (外務省、アジア局第二課)	写し	S26. 10. 31 12. 23 S27. 1. 5 12 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第366号証	文書1839「大韓民国管轄権の限	写し	S35. 10. 10	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	界」 (外務省条約局法規課)		20 27	分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第367号証	文書1841「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」 (外務省条約局法規課、外務省)	写し	S35.1.21 3.10 S40.1.22 25	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第368号証	文書1847「韓国基本関係についての省内打合・方針」 (外務省アジア局北東アジア課、条約局法規課)	写し	S39.4.11 4.14 15 20	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第369号証	文書1857「日韓間の海底電線に関する案」 (外務省、郵政省、外務省アジア局北東アジア課など)	写し	不詳 S37.3.2 S40. 11.10 24 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第370号証	文書1861「対日平和条約の朝鮮関係」 (外務省アジア局第二課、経済局経済課など)	写し	不詳 S25.9.25 S26(1951).4.17 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第371号証	文書1863「日韓貿易・金融協定・海運協定妥結」 (外務省政務局経済課など)	写し	S25. 11.17 3.28 29 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第372号証	文書1885「日韓請求権処理の問題点」 (外務省条約局法規課)	写し	S38.1.17	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第373	文書1892「対	写	S38.3.2	情報公開法5条3号、4号又は6号に

号証	韓民間ベース経済協力方式」 (外務省経済協力局経済協力課, 大蔵省為替局)	し など	8	該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第374号証	文書1905「雑資料」 (外務省情報文化局国内広報課, 経済協力局長室, アジア局北東アジア課など)	写し S38.1.9 (1963). 1.17 3.15 6.13 など	S38.1.9 (1963). 1.17 3.15 6.13 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第375号証	文書1907「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲」 (外務省条約局法規課)	写し	S39.4.7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第376号証	文書1914「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」 (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S39.1.10	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第377号証	文書1916「日韓国交正常化交渉の記録 総説四」 (外務省)	写し 不詳		情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。